

# 仕 様 書

- 1 本仕様書は、似島町内農道除草業務に適用するものである。
- 2 施工箇所は、別添図面のとおりとする。
- 3 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書をすみやかに提出すること。
- 4 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より3cm以下できれいに刈り取るものとする。
- 5 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 除草後は、刈り取った草や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 7 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 8 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。（必要に応じて、飛散防止等の対策を行うこと。）
- 9 除草作業時には、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 10 農道除草回数については、別紙除草数量総括表のとおり実施すること。  
除草の実施時期については、7月と10月を見込んでいるが、詳細については、本市と協議のうえ決定すること。
- 11 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 刈り取った草や枯草の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

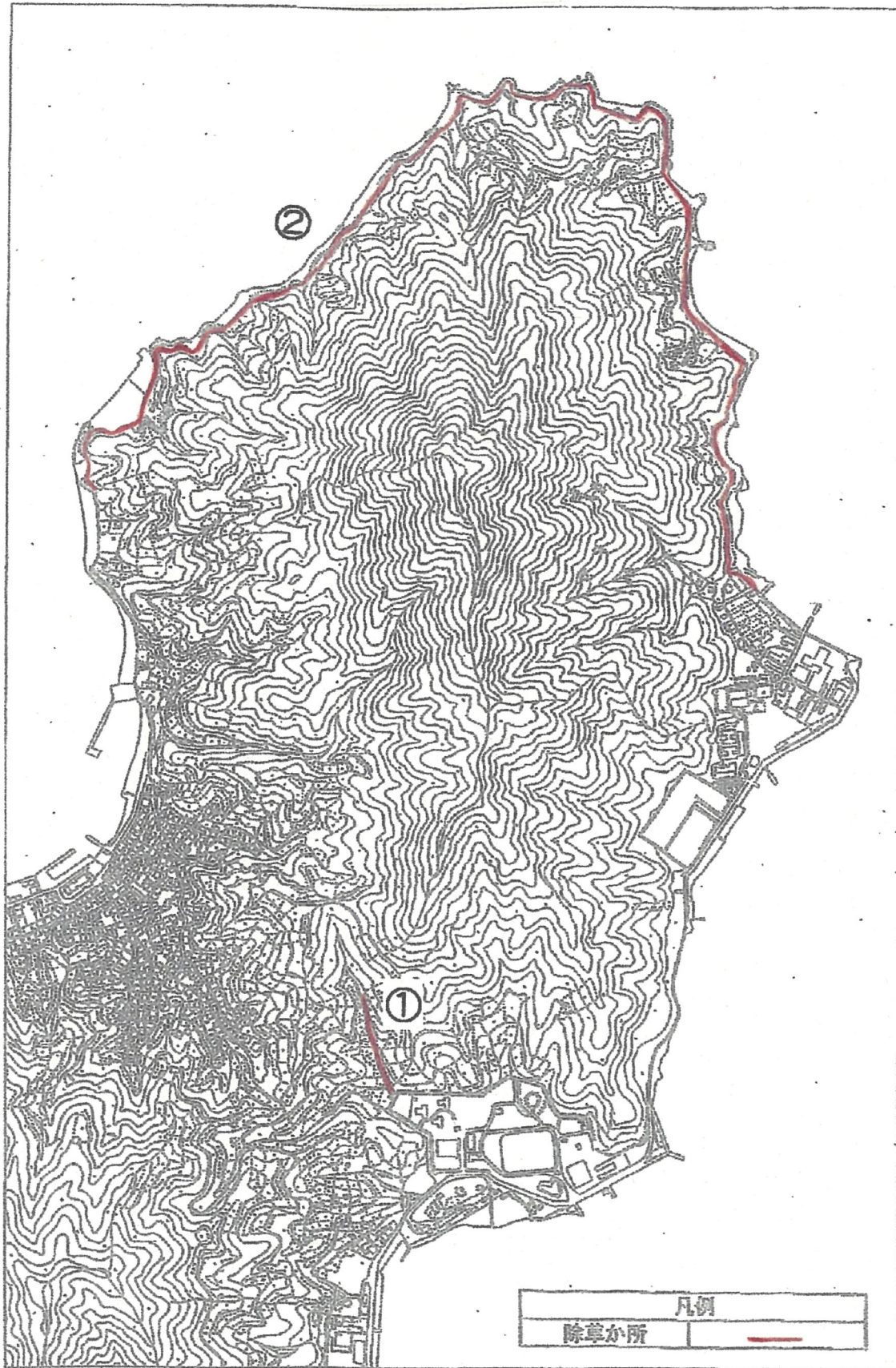
## 令和8年度 除草数量総括表

### 除草

	番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	面積(m <sup>2</sup> )【1回目】	延長(m)	幅員(m)	面積(m <sup>2</sup> )【2回目】	合計	備考
農道	1	東大谷下農道	210	1.0	210	210	1.0	210	420	肩掛式
	2	沿岸北廻り農道	2,730	1.0	2,730				2,730	肩掛式
	3	似島農道	2,880	1.0	2,880	2,880	1.0	2,880	5,760	肩掛式
		合計			5,820			3,090	8,910	

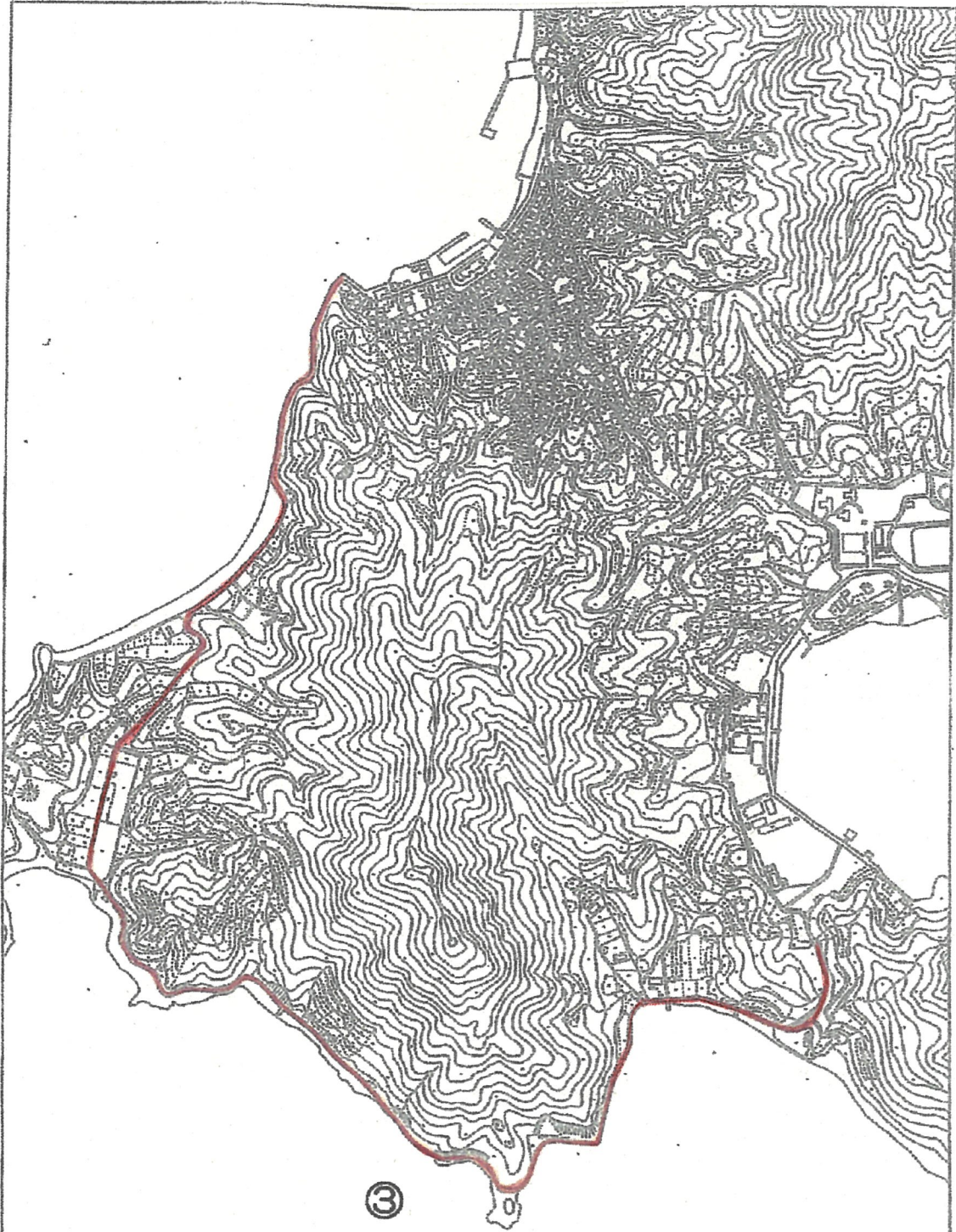
**除草面積  $5,820 + 3,090 = 8,910 \div 8,900\text{m}^2$**

# 位置図(1/2)



縮尺(1:10,000)

位置図(2/2)



凡例	
除草か所	

縮尺(1:10,000)